

## これが東北大学理事の本音！？

**「現在の就業規則は、改正労契法18条の無期転換を不可能とする制度」**

**「更新への合理的期待権のある人は本学にはいなかった」**

組合が不当労働行為（不誠実団交）を申立てている宮城県労働委員会で、12月10日、労務担当理事に対する証人尋問が行われました。さすが文科官僚で、よどみなく証言を行いました。その内容には傍聴者からは失望の声が…

理事は、組合の2018年1月5日付の「質問要求項目」に対する3/7付け当局回答（QRコードからウェブでご覧ください）は「回答ではない」と強弁し、それまでの経緯を事務折衝のために事務方がまとめたもの等だと証言しました。「3/7当局回答」は、リンク先の通り不誠実極まりないものです。さすがに、これを正式な回答としてしまうと不誠実対応は免れないと判断したのでしょうか。



しかし、これが回答でないのなら、いつになったら回答してもらえるのでしょうか？ 1月に質問を出して、いまは12月です。これが回答にせよ、回答ではないにせよ、理事及び当局の不誠実な対応を覆い隠すことはできません。

また理事は、現在の就業規則は、改正労契法第18条の無期転換を不可能とする制度であり、反復更新者や更新への合理的期待権のある人の雇い止めを禁じた同19条の該当者も、（2014年4月の就業規則改正の時点で）本学にはいなかったと（初めて）明言しました。つまり本学は、非正規労働者の雇用の安定を趣旨とする改正労契法の核心を意図的に無視し、逸脱することを目的に就業規則改正等の制度整備を図ったのだと「自白」したことになります。

### 【大槻尋問を傍聴した雇止め当事者の感想】

- 労働委員会の中で、大槻理事は、雇用は平成25年4月から5年となり最長8年になったのだから不利益変更にあたらないと発言しました。これまで反復更新を繰り返したにもかかわらず、今年3月で雇い止めされ職を失った人たちが大勢いるのに、よくこんなことが言えるものだと思います。
- 事務系の非常勤職員に対して軽く考えているような発言も、大変不愉快でした。
- 大槻理事は文科省から来た人だと聞きましたが、東北大学はこんな人に理事を任せていて良いのでしょうか。

**東北大学職員組合**

<http://tohokudai.kumiai.org/>

[info@tohokudai-kumiai.org](mailto:info@tohokudai-kumiai.org)

Tel. 022-227-8888